

監査結果公表第9号

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づく措置を講じた等の通知があったので、その内容について別添のとおり公表する。

平成23年12月26日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	石川	勝彦
同	中川	雅晶

監査結果に基づく措置または対応状況

(平成22年度実施分)

四日市市監査委員

目 次

平成22年監査結果に基づく措置または対応状況の概要	【 P1 ~ 9 】
監査結果の指摘事項と所見の区分基準等	【 P10 】
監査結果に基づく措置状況等の公表について	【 P11 】

監査結果に基づく部門別の措置または対応状況（公表）

1 定期監査

・福祉部	【 指摘事項 P12 ~ 16 ・ 所見 P17 ~ 27 】
福祉総務課 保護課 児童福祉課・家庭児童相談室・児童館・あけぼの学園 介護・高齢福祉課 障害福祉課	
・都市整備部	【 指摘事項 P28 ~ 31 ・ 所見 P32 ~ 54 】
都市計画課 建築指導課 開発審査課 道路整備課 市街地整備・公園課 河川排水課 道路管理課 用地課 営繕工務課 市営住宅課	
・教育委員会（小中学校、幼稚園を除く）	【 指摘事項 P55 ~ 59 ・ 所見 P60 ~ 92 】
教育総務課 教育施設課 社会教育課・青少年育成指導室 スポーツ課 図書館 博物館 学校教育課・楠学校給食共同調理場 人権・同和教育課 指導課 教育支援課	
・環境部	【 指摘事項 P93 ~ 94 ・ 所見 P95 ~ 99 】
環境保全課 生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・ 楠衛生センター・北大谷斎場 新ごみ処理施設整備課	
・市立四日市病院	【 指摘事項 P100 ・ 所見 P101~103 】
総務課 新病棟整備課 医事課	
・財政経営部	【 指摘事項 P104~105 ・ 所見 P106~122 】
財政経営課 管財課・総合会館 市民税課 資産税課 収納推進課 事業所税推進室	
・市民文化部	【 指摘事項 P123~124 ・ 所見 P125~128 】
地区市民センター（6センター）	

- ・福祉部 【 指摘事項 P129 ・ 所見 P130～131 】
 保育園（6園）
- ・教育委員会 【 指摘事項 P132～136 ・ 所見 P137～140 】
 幼稚園（6園） 小学校（10校） 中学校（6校）

2 随時監査（工事監査）

- ・泊山小学校増築・改修工事（都市整備部営繕工務課） 【 指摘事項 P141 ・ 所見 P142 】
- ・塩浜第3ポンプ場 3雨水ポンプ設備工事（上下水道局施設課） 【 指摘事項 P143～144 ・ 所見 P145 】

3 財政援助団体監査

- ・四日市市職員共済会（総務部人事課） 【 指摘事項 P146 ・ 所見 P147 】
- ・四日市観光協会（商工農水部商業観光課） 【 指摘事項 P148 ・ 所見 P149 】

4 出資団体監査

- ・財団法人四日市市まちづくり振興事業団（市民生活部文化国際課） 【 指摘事項 P150～151 ・ 所見 P152～153 】

5 公の施設の指定管理者監査

- ・四日市市環境学習センター（アクティオ株式会社、環境部環境保全課） 【 指摘事項 P154～155 ・ 所見 P156～159 】
- ・本町プラザ駐車施設（株式会社ゴールド美装社、財政経営部管財課） 【 指摘事項 P160 ・ 所見 P161～162 】
- ・四日市市楠福祉会館・四日市市楠防災会館
 （楠商工会、市民文化部楠総合支所） 【 指摘事項 P163 ・ 所見 P164～165 】
- ・四日市市楠ふれあいセンター「ゆめの木」
 （社会福祉法人徳寿会、市民文化部楠総合支所） 【 指摘事項 P166 ・ 所見 P167～169 】

6 行政監査（テーマ：収入未済額の債権管理について）

- ・ 財政経営部 収納推進課 【 指摘事項 P170 ・ 所見 P171 ~ 172 】
- ・ 健康部 保険年金課 【 指摘事項 P173 ・ 所見 P174 ~ 175 】
- ・ 福祉部 介護・高齢福祉課 【 指摘事項 なし ・ 所見 P176 ~ 177 】
- ・ 都市整備部 市営住宅課 【 指摘事項 P178 ・ 所見 P179 ~ 180 】

7 行政監査（テーマ：市庁舎、各施設の美術工芸品の管理及び活用状況について）

- ・ 市民文化部 文化国際課 【 指摘事項 P181 ・ 所見 なし 】
- ・ 市民文化部 楠総合支所 【 指摘事項 P182 ・ 所見 なし 】
- ・ 環境部 生活環境課 【 指摘事項 P183 ・ 所見 なし 】
- ・ 議会事務局 議事課 【 指摘事項 P184 ・ 所見 なし 】
- ・ 教育委員会 図書館 【 指摘事項 なし ・ 所見 P185 】
- ・ 市立四日市病院 【 指摘事項 P186 ・ 所見 P187 】

平成 22 年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

1 公表の内容

平成 22 年度定期監査、随時監査(工事監査)、財政援助団体監査、出資団体監査、公の施設の指定管理者監査及び行政監査の結果に基づいて、関係部署が取り組んだ状況(講じた措置または対応状況)について公表します。

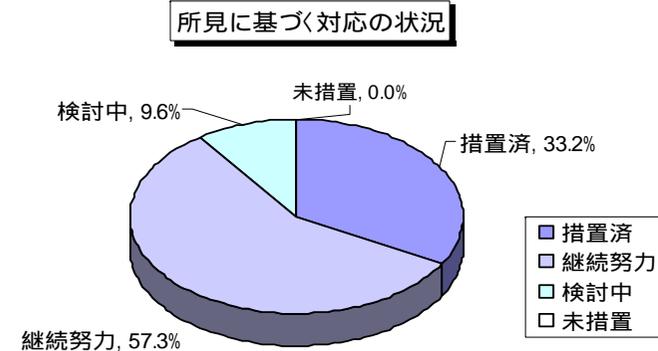
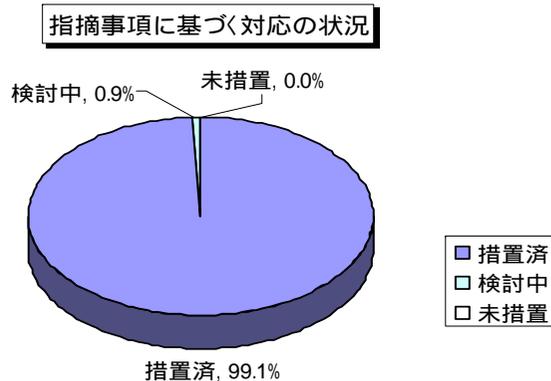
2 公表の根拠

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定に基づき平成 22 年度に実施した監査の結果、同条第 9 項及び第 10 項の規定により提出された報告及び意見に基づいて平成 23 年 12 月 15 日までに取り組んだ状況(講じた措置または対応状況)が監査委員に通知されましたので、同条第 12 項の規定に基づき公表するものです。なお、監査結果の指摘事項のうち注意事項については、報告を要しないため、各所属からの報告書から削除するとともに、下記「取組の状況」において件数及び割合から除外しています。

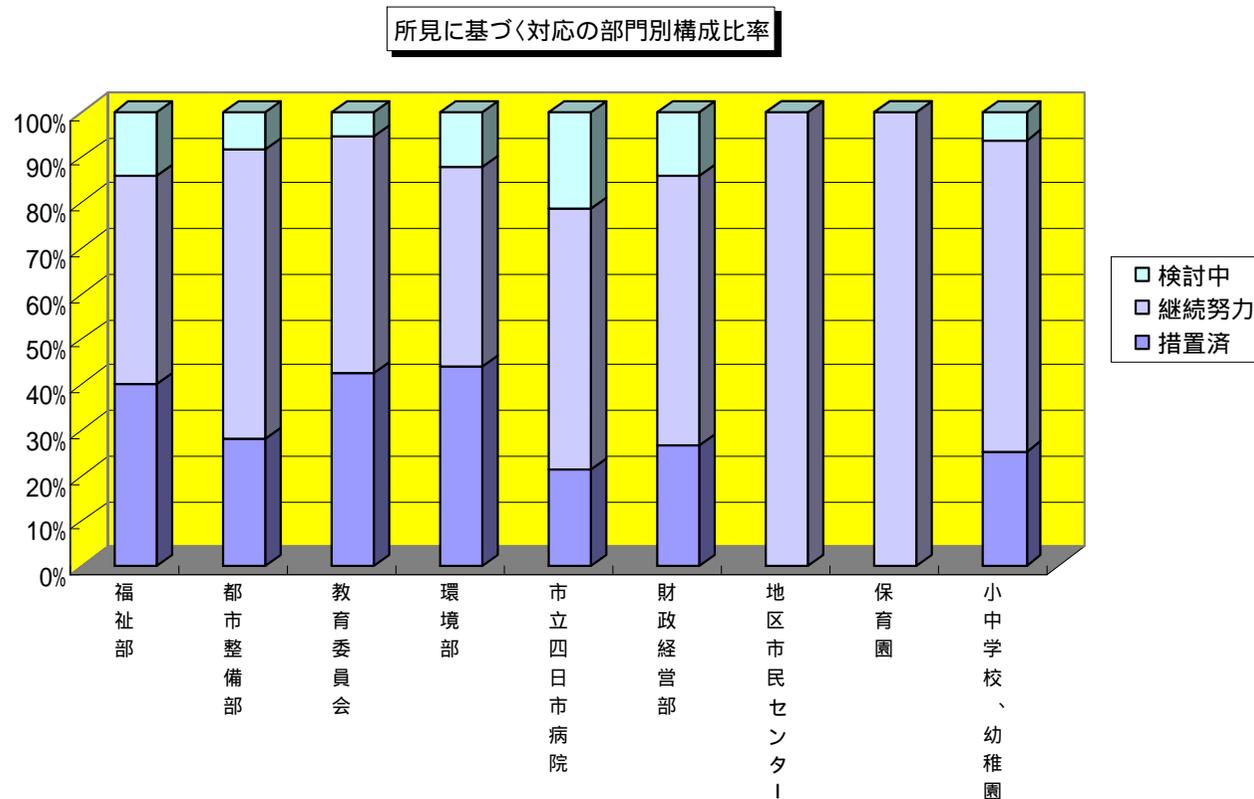
3 取組の状況

(1) 定期監査に係るもの

監査委員の指摘事項 111 件のうち、110 件については「措置済」(構成比率 99.1%)となっており、残る 1 件も解決に向けた検討が行われているところです。また、監査委員の意見(所見)386 件について、「措置済」が 128 件(構成比率 33.2%)、「継続努力」が 221 件(同 57.3%)、「検討中」が 37 件(構成比率 9.6%)となっています。



なお、部門別にみると、指摘事項に対してはすべての部局において措置済あるいは改善に向けた検討が行われています。また、所見についても、監査委員の意見に基づいて改善済あるいは何らかの改善努力が行われたもの（「措置済」＋「継続努力」）の割合は、所見全体に対して福祉部 86.0%、都市整備部 91.6%、教育委員会(小中学校、幼稚園を除く) 94.4%、環境部 88.0%、市立四日市病院 78.6%、財政経営部 85.9%、地区市民センター 100.0%、保育園 100.0%、小中学校・幼稚園 93.7%となっています。その他はすべて改善に向けた検討が行われていました（「検討中」）。



定期監査の結果に基づく対応区分ごとの部門別件数及び構成比率

監査対象		監査実施時期	区分	監査結果		対応状況	措置済		継続努力		検討中	
部局名	所属数			件数	件数		件数	比率	件数	比率	件数	比率
福祉部	5	H22.4.26 ~ H22.4.30	指摘事項	25	25		25	100.0%	-	-	0	-
			所見	50	50		20	40.0%	23	46.0%	7	14.0%
都市整備部	10	H22.6.1 ~ H22.7.7	指摘事項	16	16		15	93.8%	-	-	1	6.2%
			所見	101	96		27	28.1%	61	63.5%	8	8.4%
教育委員会 (小中学校、幼稚園を除く)	10	H22.7.13 ~ H22.7.29	指摘事項	23	23		23	100.0%	-	-	0	-
			所見	110	108		46	42.6%	56	51.9%	6	5.5%
環境部	3	H22.7.9	指摘事項	7	7		7	100.0%	-	-	0	-
			所見	25	25		11	44.0%	11	44.0%	3	12.0%
市立四日市病院	3	H22.7.16	指摘事項	1	1		1	100.0%	-	-	0	-
			所見	13	14		3	21.4%	8	57.1%	3	21.4%
財政経営部	6	H22.8.17 ~ H22.8.20	指摘事項	5	5		5	100.0%	-	-	0	-
			所見	67	64		17	26.6%	38	59.4%	9	14.0%
地区市民センター	6	H22.10.26	指摘事項	7	10		10	100.0%	-	-	0	-
			所見	6	6		0	-	6	100.0%	0	-
保育園	6	H22.10.27	指摘事項	1	1		1	100.0%	-	-	0	-
			所見	7	7		0	-	7	100.0%	0	-
小中学校、幼稚園	22	H22.11.16 ~ H22.11.19	指摘事項	15	24		24	100.0%	-	-	0	-
			所見	16	16		4	25.0%	11	68.8%	1	6.2%
			指摘合計	100	112		111	99.1%	-	-	1	0.9%
			所見合計	395	386		128	33.2%	221	57.3%	37	9.6%

表中の監査結果と対応状況の件数の差異は、複数所属向け共通の指摘事項及び所見について、該当がない場合や複数所属から回答があるために生じたものです。

(2) 工事監査に係るもの

監査委員の指摘事項 10 件及び、意見(所見)5 件については、すべてが「措置済」となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
泊山小学校増築・改修工事 都市整備部(営繕工務課)	H23.1.24 ~ H23.1.26	指摘事項	4	4	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	2	2	100.0%	0	-	0	-	0	-
塩浜第3ポンプ場 3雨水ポンプ設備工事 上下水道局(施設課)	H23.1.24 ~ H23.1.26	指摘事項	6	6	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	3	3	100.0%	0	-	0	-	0	-
		指摘合計	10	10	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見合計	5	5	100.0%	0	-	0	-	0	-

(3) 財政援助団体監査に係るもの

監査委員の指摘事項 3 件については「措置済」が 2 件(構成比率 66.7%)、「検討中」が 1 件(同 33.3%)となっています。また、監査委員の意見(所見) 7 件については「措置済」と「継続努力」がともに 1 件(構成比率 14.2%)、「検討中」は 5 件(同 71.6%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市市職員共済会 総務部(人事課)	H23.1.28	指摘事項	1	1	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	3	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%	0	-
四日市観光協会 商工農水部(商業観光課)	H23.2.1	指摘事項	2	1	50.0%	-	-	1	50.0%	0	-
		所見	4	0	-	0	-	4	100.0%	0	-
		指摘合計	3	2	66.7%	-	-	1	33.3%	0	-
		所見合計	7	1	14.2%	1	14.2%	5	71.6%	0	-

(4) 出資団体監査に係るもの

監査委員の指摘事項 9 件については「措置済」(構成比率 100%)、監査委員の意見(所見) 8 件について「措置済」「継続努力」がともに 4 件(構成比率 50.0%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
(財)四日市市まちづくり振興事業団 市民文化部(文化国際課)	H23.1.13	指摘事項	9	9	100.0%	-	-	0	-	-	-
		所見	8	4	50.0%	4	50.0%	0	-	-	-
		指摘合計	9	9	100.0%	-	-	0	-	-	-
		所見合計	8	4	50.0%	4	50.0%	0	-	-	-

(5) 公の施設の指定管理者監査に係るもの

監査委員の指摘事項 16 件については「措置済」(構成比率 100%)、監査委員の意見(所見) 32 件について「措置済」が 15 件(構成比率 46.9%)、「継続努力」が 12 件(同 37.5%)、「検討中」は 5 件(同 15.6%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市市環境学習センター (アクティオ株式会社、環境部環境保全課)	H23.2.2	指摘事項	8	8	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	10	7	70.0%	3	30.0%	0	-	0	-
本町プラザ駐車施設 (株式会社ゴールド美装社、財政経営部管財課)	H23.2.2	指摘事項	2	2	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	6	0	-	5	83.3%	1	16.7%	0	-
四日市市楠福祉会館及び四日市市楠防災会館 (楠町商工会、市民文化部楠総合支所)	H23.2.3	指摘事項	4	4	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	7	4	57.1%	2	28.6%	1	14.3%	0	-
四日市市楠ふれあいセンター (社会福祉法人徳寿会、市民文化部楠総合支所)	H23.2.3	指摘事項	2	2	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	9	4	44.4%	2	22.2%	3	33.3%	0	-
		指摘合計	16	16	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見合計	32	15	46.9%	12	37.5%	5	15.6%	0	-

(6) 行政監査(「収入未済額の債権管理について」)に係るもの

監査委員の指摘事項7件については、すべて「措置済」(構成比率 100.0%)となっています。また、監査委員の意見(所見)24件については、「措置済」が10件(構成比率 41.7%)、「継続努力」が11件(同 45.8%)、「検討中」は3件(同 12.5%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果			措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数		件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
市税 財政経営部収納推進課	H22.12.7～H23.1.26	指摘事項	2		2	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	5		0	-	5	100.0%	0	-	0	-
国民健康保険料 健康部保険年金課	H22.12.7～H23.1.26	指摘事項	3		3	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	6		5	83.3%	0	-	1	16.7%	0	-
介護保険料 福祉部介護・高齢福祉課	H22.12.7～H23.1.26	指摘事項	0		0	-	-	-	0	-	0	-
		所見	6		1	16.7%	5	83.3%	0	-	0	-
市営住宅使用料 都市整備部市営住宅課	H22.12.7～H23.1.26	指摘事項	2		2	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	7		4	57.1%	1	14.3%	2	28.6%	0	-
		指摘合計	7		7	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見合計	24		10	41.7%	11	45.8%	3	12.5%	0	-

(7) 行政監査(「市庁舎、各施設の美術工芸品の管理及び活用状況について」)に係るもの

監査委員の指摘事項7件については、すべて「措置済」(構成比率 100.0%)となっています。また、監査委員の意見(所見)2件については、「措置済」及び「検討中」がともに1件(構成比率 50.0%)となっています。

監査対象	監査実施時期	監査結果		措置済		継続努力		検討中		未措置	
		区分	件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
市民文化部 文化国際課	H22.11.26 ~ H23.2.8	指摘事項	2	2	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	0	0	-	0	-	0	-	0	-
市民文化部 楠総合支所	H22.11.26 ~ H23.2.8	指摘事項	1	1	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	0	0	-	0	-	0	-	0	-
環境部 生活環境課	H22.11.26 ~ H23.2.8	指摘事項	1	1	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	0	0	-	0	-	0	-	0	-
議会事務局 議事課	H22.11.26 ~ H23.2.8	指摘事項	1	1	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	0	0	-	0	-	0	-	0	-
教育委員会 図書館	H22.11.26 ~ H23.2.8	指摘事項	0	0	-	-	-	0	-	0	-
		所見	1	0	-	0	-	1	100.0%	0	-
市立四日市病院 総務課	H22.11.26 ~ H23.2.8	指摘事項	2	2	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見	1	1	100.0%	0	-	0	-	0	-
		指摘合計	7	7	100.0%	-	-	0	-	0	-
		所見合計	2	1	50.0%	0	-	1	50.0%	0	-

4 措置状況等の報告を受けて

前述のとおり、「措置済」、「継続努力」との報告が大半を占め、各部局の努力は評価したい。

しかしながら、各部局等から通知された報告内容について、過去のものを含めて検証すると、一度「措置済」と報告されたものが、次回の監査で再び指摘事項になるなど、この数年来、繰り返し指摘または改善努力を要望している項目について、抜本的な改善が図られていない状況がある。

監査結果としての「指摘事項」や「所見」は、監査委員による市政への注意喚起や提案であり、また、市民からの強い期待でもあります。このことを念頭におき、改善すべきは直ちに改善し、明日の市民の信頼に確実に繋げる具体的な行動を希望します。特に次の事柄については、単独の所属で解決する問題も少なくないため、組織としての解決努力をあらためて要望したい。

(1) 内部統制について

収納金の記帳漏れ、物品の台帳登載漏れ、支出証拠書類の日付漏れや決裁印漏れなどの基本的な部分において遺漏が見受けられるのは、主に上司による精査の不履行、加えて、漏れなどの予防システムが十分機能していない状況があることなどに起因すると判断できる。市民の信頼を失墜するような事態を生じさせないように、不正や誤謬を自律的に防止させる隙のないシステムを所属内に早急に構築すべきことを求めるものである。

(2) 契約履行状況の確認について

指定管理者など外部委託の拡大により、新たな課題となっている事項である。外部委託が定例化すると、担当職員の技術、技能や知識の維持向上力の低下が懸念される。また、熟練職員の退職が進むことにより、技術技能の継承が一層困難になることから、委託業務の進捗管理や業務品質の確保に不安が残る。委託先に仕様を適切に指導し、より効果的、効率的に事業が執行されるためにも、早急な取り組みを求めるものである。加えて、契約内容や委託先の決算状況を理解し、交渉・指導できる能力も一層重要性を増しており、その対処も急がれたい。

(3) 事務事業における目標設定と成果・活動指標について

行政の使命を明確にし、その目的を果たすための手段を体系的に記述したものとして業務棚卸表を導入しており、事務事業の評価に活用しているが、目標設定や成果・活動指標について数値目標のないものや客観性・妥当性に欠ける所属がいまだに散見される。的確な行政評価をするうえでも、また、市民に分かりやすい評価システムにしていくためにも、制度導入の趣旨を再確認するとともに、引き続き目標や成果、日常活動の指標などが、よりの確でわかり易い数値により管理され、公表されるよう一層努力することを望むものである。

(4) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

平成 12 年度から連続して「所見」としているが、現在も職員に対して年間 360 時間を超える時間外勤務命令が出されている実態がある。年間残業時間が 500～1,000 時間に及ぶ職員が多数存在することを確認するに至り、その業務体系の異常な偏りや、職員の健康管理や生活の面などを勘案すれば、決して見逃せる問題ではない。所属長自ら時間外における具体的な仕事内容を確認し、部下と一緒に考えて考え、係内や所属内で業務の再配分を行い、硬直的な現状からの早期の脱却を望むものである。

(5) 人財の育成と確保について

指定管理者への技能の流出や、団塊世代の大量退職に伴う熟練職員の急減により、組織内部に蓄積されている技能、技術を如何に若手職員に継承するかが喫緊の課題となっている。業務の遂行において職員の知識や能力の差が顕著に表れている職場も見受けられることから、職員の知識やレベルに応じた研修に一層努め、市民サービスの低下を防ぐことを望むものである。また、公会計制度の導入などにより、複式簿記等の新しい知識の取得、理解も急務となってきている。これについても専門職員の育成に努められたい。

ここに述べたことは、提出された報告内容を否定するものではなく、「措置済」はその状態が継続されるよう、「継続努力」は報告時点よりもより一層の向上が図られるよう望むものであり、管理職各位においては、職員が生き生きと市民のために働ける職場づくりができるよう、そしてそれにより、次代の市政をさらに充実させるよう、具体的な行動として実践されたい。

監査結果の指摘事項と所見の区分基準

項目	指摘事項		所見	
	注意事項	是正改善事項	検討事項	努力要望事項
指摘事項と所見の区分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理が法令等に違反しているもの ・事務処理に不備があるもの ・要綱、契約書等の規定やそれに基づく事務手続き等に問題があるもの ・予算科目等を誤って収入又は支出しているもの ・予算措置のないもの、予算措置に適正さを欠くもの、予算執行の計画性を欠くもの ・その他事務処理、事務事業の執行において是正・改善が必要なもの 		<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理等のより適正化を図るため、さらに努力を求めもの ・事務事業をより効率的にするため、さらに努力を求めもの。 ・指摘事項ではないが改善方法等の検討を求めもの ・その他、努力・要望事項 	
指摘事項と所見の区分	事務処理等に不備があるが単純な修正で済むもの	事務処理等が法令に違反しており、早急に是正・改善を必要とするもの	指摘事項ではないが、事務手続き等について改善方法等の検討を求めもの	事務処理等のより適正化を図るため、さらに努力を求めもの事務事業をより効率的にするため、さらに努力を求めもの。その他、要望事項等
監査結果における文書表現	注意すること 留意すること	改めること 是正すること	検討すること	努めること 要望する

措置を講じたときの報告及び公表の基準

項目	指摘事項		所見	
	注意事項	是正改善事項	検討事項	努力要望事項
措置報告の有無	不要	必要	必要	
措置報告の時期	結果通知から3ヶ月後に「措置済」「検討中」「未措置」に分類しその対応状況を報告すること。		結果通知から半年後に「措置済」「継続努力」「検討中」「未措置」に分類しその対応状況を報告すること。	
措置済み以外の対応状況の報告	報告が「検討中」「未措置」のものについては、報告後3ヶ月経過時点で、その対応状況を再報告すること。		報告が「継続努力」「検討中」「未措置」のものについては、報告後半年経過時点で、その対応状況を再報告すること。	
公表など	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告及び措置済時にはすべて公表し、本市ホームページに掲載する。		報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告はすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	

本基準は平成22年度監査実施時点のものであり、平成23年度実施の基準とは異なります。